

検討すべき論点と対応について（案）

論点	目指す姿	今後の対応(案)
<p>立法分権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例による上書き権 ・ 法律と条例の整理 ・ 国と地方の役割分担の明確化 	<ol style="list-style-type: none"> ①法令の過剰・過密の解消 ②条例による上書き権の実現 	<ol style="list-style-type: none"> ①不要な法令の調査(簡素化, 条例で対応可能なもの等) ②地方自治法の改正案を検討, 国へ提示
<p>立法過程への地方の参加</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①国と地方の協議の場に分科会設置 ②意見具申権の活用 ③国会に「地方分権推進委員会」設置 ④議員立法について地方の情報提供・意見聴取のルール化 ⑤財源の確保, 財政調整を地方が主体的に決定 ⑥参議院の地方代表化 	<ol style="list-style-type: none"> ①全国知事会長から議長(内閣官房長官)に要望 ②知事会として権利を行使 ③～⑥政党公約への提言(総合戦略・政権評価特別委員会と連携)
<p>計画策定事務のあり方</p>	<p>行政計画の削減</p>	<p>実質的な義務付け・枠付けとなっている計画の調査</p>

対応案の具体的検討（案）

■ 条例による上書き権の実現について～地方自治法改正案の検討

第14条 普通地方公共団体は、その処理する事務に関し、法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができる。

2 自治事務の基準又は手続に関する法律（又は法令又は政省令）の規定について、当該事務を処理する地方公共団体が条例で法律の規定と異なる規定を定めたときは、当該条例の規定を適用する。但し、当該法律の規定のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、当該法律で特に定めるものについては、この限りでない。

3 前2項については、第1条の2第2項及び第2条第11項から第13項までの規定を踏まえて解釈し、及び運用するようにしなければならない。

※ 磯崎初仁「立法分権」の戦略」ぎょうせい ガバナンス2018 12月号より（一部加筆）

■ 不要な法令の調査

【調査方法(案)】

・磯崎教授の論文(ガバナンス2019年2月号～11月号)において、全国的統一性の類型によるルール※を設定し、41法律について検証している。この考えをもとに、知事会事務局で調査してはどうか。

※全国統一性の類型によるルール

- A: 国家的統一性(国の存在意義・役割を確保するための統一性)
該当分野⇒安全保障, 外交, 私法秩序
- B: 人権的統一性(国民の人権・平等を保障するための統一性)
該当分野⇒教育を受ける権利, 生存権
- C: 規格的統一性(検定・調査等の基準を維持するための統一性)
該当分野: 測量, 全国調査, 商品表示
- D: 広域的統一性(広域的課題や自治体間関係に関する統一性)
該当分野⇒環境保全, 交通政策, 紛争処理
- E: 政策的統一性(国の政策の実効性を確保するための統一性)
該当分野⇒都市計画, 産業振興, 高齢者福祉

■ 計画策定のあり方

- ・ 第2回研究会資料や、6月29日開催の「第41回地方分権改革有識者会議・第106回提案募集検討専門部会合同会議」で議論された「義務付け・枠付け」等のデータ(公表時期未定)をベースに、以下について整理。

【調査項目(案)】

- ・ 計画名
- ・ 義務・努力・任意の別
- ・ 財政措置(補助金, 地方債発行)が前提か否か
- ・ 策定状況公表の有無
- ・ 策定にかかる財源措置の有無
- ・ 策定にかかるコスト(人役, 時間など)
- ・ 根拠(法令か, 通知か)
- ・ 他計画との統合の可否

など